

ドメインリーダーシップ育成センター 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本団体は、ドメインリーダーシップ育成センター(以下、「本団体」という)と称する。

(目的)

第2条 本団体は、各市町村の地域ビジョンに沿った事業計画メニューをプロジェクトチームの課題として活用することにより、市民の公共の意識と市民力を高め、共助社会づくりの担い手である地域コミュニティ創出促進、“次世代コーディネイター”の育成と持続的経済循環を産む事務局環境づくりに努めるとともに、産官学および地域コミュニティ相互の連携を一層密にして、地域ニーズ広聴の質的向上を図り、もって地域文化の向上と産業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本団体は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1)ドメインリーダーシップ人材フレームワーク策定事業
- (2)事業団体およびプロジェクト組織・協議会など立ち上げ支援
- (3)ITを活用した地域活性およびまちづくりに係る広報、商品開発調査のための調査・モニタリング事業
- (4)問題解決型リーダーシップ研修事業
- (5)行政出前講座および補助金説明会のコーディネートおよび勉強会開催事業
- (6)ドメインリーダーシップ検定事業
- (7)公共的事業イベントの事務局運営代行事業
- (8)問題解決型リーダーシップコンサルティング事業
- (9)地域及び産業界等への協力支援
- (10) その他、本団体の目的達成に必要な事業

第2章 会員

(会員)

第4条 本団体の会員は、次のとおりとする。

(1)正会員

地域コミュニティを営む法人・個人(NPO 関連業務を営む法人・個人および地域コミュニティ活動を予定している法人・個人を含む)

(2)官公庁・アカデミック会員 正会員を除く、その他本団体の趣旨に賛同する自治体職員、高等教育機関に所属する教育関係者、学生等。

(3)協賛会員 本団体の活動を応援する企業、団体、個人等

(会 費)

第 5 条 入会登録時の入会費または年会費は、別紙に会費規定に定めたとおりする。

(入会及び退会)

第 6 条 会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を代表に提出しなければならない。

2 会員は、退会しようとするときは、センター長に届け出なければならない。ただし、会員が当該事業年度内に会費を入金しないときは、退会を届け出たものとする。

(会員期間及び更新)

第 7 条 会員の期間は、原則として入会申込受け日から年度末とし、1ヶ月前までに事務局に対して、退会する旨の届けがなされない場合には、期間満了の日から更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

第3章 総 会

(会 議)

第 8 条 総会は、正会員及び官公庁・アカデミック会員(以下「正会員等」という。)をもって構成し、毎年1回通常総会を開催する。ただし、理事会が必要と認めるときは、臨時総会を開催する。

(議決事項)

第 9 条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) 規約の改廃
- (4) その他本団体の運営に関する重要事項

(議 長)

第 10 条 総会の議長は、センター長が指名した場合、理事に議長委任できる。

(議 決)

第11条 総会は正会員等の過半数の出席により成立し、議事は出席した正会員等の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面決議等)

第12条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員等は、あらかじめ通知された事項について、書面または電子的手段をもって表決し、又は他の正会員等を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

第4章 理事会

(会 議)

第13条 理事会は、理事及び監事をもって構成し、必要に応じて随時開催する。

2 理事会は、必要に応じて各種委員会を設置することができる。

3 各種委員会の委員は、理事会が会員のうちから選任する。

(議決事項)

第14条 理事会は、次の事項を議決する。

(1)総会に付議すべき事項

(2)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(議 長)

第15条 理事会の議長は、センター長がこれに当たる。ただし、センター長の委任を受けて理事が代わることができるものとする。

(決 議)

第16条 理事会は、理事及び監事の過半数の出席により成立し、議事は、出席した理事及び監事の過半数の同意をもって決する。

ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面決議等)

第17条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事又は監事は、あらかじめ通知された事項について、書面または電子メールおよびグループウェアをもって表決し、又は他の理事又は監事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

第5章 役員

(役 員)

第18条 本団体に次の役員を置く。

(1) センター長 1名

(2) 理事 15名以内(うちセンター長1名を含む。)

(3) 監 事 1名

2 本団体に顧問及びアドバイザーを置くことができる。

(役員を選任)

第19条 理事及び監事は、総会において正会員等の中から選任する。

2 センター長は、理事の互選により選出する。

3 顧問は、研究会の議決を経てセンター長がこれを委嘱する。

(役員の仕事)

第20条 センター長は、本団体を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときはその職務を代行する。

3 監事は、本団体の業務及び財産の状況を監査する。

4 顧問及びアドバイザーは、本団体の目的達成に必要な協議事項についてセンター長の諮問に応ずる。

(理事の任期)

第21条 理事の任期は、選任された日から2年後の通常総会の日までとする。ただし、再任は妨げない。なお、平成25年度理事の任期は、設立の日から最初の通常総会の日までとする。

2 補欠により選任された理事の任期は、前任者の残任期間とする。

第6章 会計等

(経費)

第22条 本団体の経費は、会費、寄附金及びその他収入をもって、これに充てる。

(事業年度)

第23条 本団体の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

ただし、平成25年度については、設立の日から平成26年3月31日までとする。

(事務局)

第24条 本団体の事務を処理するために、(こまつ屋あるいはこまつサイエンスヒルズ)内に事務局を置く。

附 則

1. 会の役員は次の会員とする。

センター長(会計兼務) 村本 睦戸 石川県金沢市

2. 本団体の所在地を、石川県小松市こまつの杜2番地011とする。

3. この会則は、平成25年12月25日から施行する。

新しい団体所在地が平成26年4月13日より施行されるために改訂された。

ドメインリーダーシップ育成センター
〒923-0869 石川県小松市こまつの杜2番地011
TEL:050-3690-4826 FAX:03-6893-0958

別紙 ドメインリーダーシップ育成センター 会費規定

1. 正会員会費は、以下のように定める。

① 「入会費」

入会時初回のみ 5,000 円(税込み)

※会員カード実費含む。

② 「会費」

ただし、設立初年度、平成26年度 全額免除

年額 1 万 2 千円(税込み)

※原則として一括支払いとする。

※事業年度の途中から入会した場合は、月割り計算とする。

2. 官公庁・アカデミック会員会費は、無料とする。

3. 協賛会員会費は、以下のように定める。

1口 1万円(税込み)。1口以上

※初期会員証発行手数料含む

4. 支払いは、入会時に事務局が指定した口座に、現金にて振り込むこととする。なお、振り込み手数料は、別途。

以上。

ドメインリーダーシップ育成センター 理事名簿

(敬称略)

役職	氏名	備考
センター長 (会計担当)	村本 睦戸	石川県地域づくり協会地域コーディネーター、AllAbout デジタルガイド
理事	遠山 裕之	(東京都)
〃	清水 一雄	(東京都)
	中村 恵理子	佐倉電脳コンシェルジュ (千葉県)
〃	西田 優子	コーチ (石川県能美市)
〃	横屋 俊一	NPO 法人 福井県情報化支援協会理事
〃	中村 純哉	このかクラブ 理事 (石川県小松市)
〃	田村 薫	映像作家 (石川県小松市)
監事	河南 恵美	税理士 (石川県小松市)
事務局長	佐藤 貴史	(福島県)